

外国人への健保適用

不法滞在者にも

厚生省懇 提言 常時雇用を条件に

不法滞在外国人の医療費未払い問題などへの対応を検討してきた厚生省の「外国人に係る医療に関する懇談会」（座長・加藤一郎成城学園名誉学頭長）は二十六日、不法滞在であっても常時雇用されていれば健康保険への加入を事実上認めるよう提言する報告書をまとめ、厚生省に提出した。救急医療にかかった費用に限り、国が自治体に財政支援する制度を創設することも求めている。同省はこれを受け、必要な制度の見直しを進める方針だ。

報告書は、「（不法滞在を）しながらも、約三十万人の外国人が不法に滞在し、医療費の未払い問題が起きてくる実態を考慮して「現実的な対応」の必要性を強調。「常用雇用されている外国人

については、事業主の届け出によって、健康保険制度を適用することが適当」とし、間接的な表現ながら、滞在の適法・不法にかかわらず、常用雇用者であれば健保の加入から除外すべきでないとの見解を示した。

厚生省はこれまで、「不法滞在の外国人への医療保険制度の適用は、不法滞在を助長する」として認めてこなかった。今後は雇用主が必要な手続きをとれば、加入の道が開かれることになる。

ただ、健保と並ぶ医療保険の柱である「国民健康保険」への加入については、加入時に在留資格の確認が不可欠なため、報告書は「不法滞在の外国人に適用するのは適当ではない」とした。

このほか、報告書は現行の諸制度の運用を見直し、不法滞在者の医療費未払いが起きると指摘。「医療機関が可能な限り回収努力をするのが基本」と強調しながらも、患者に支払い能力がなくても診察拒否できない医師の立場を考慮。生う求めた。

さらに不法滞在者の多くが被雇用者であることから、雇用主が資金を出し合って医療費にあてる「基金」の創設も、今後の検討課題としてあげた。